

田村市公告第125号

田村市子育て応援事業「にこたむ fes.」業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和6年4月30日

田村市長 白石高司

1 業務の概要

(1) 業務名

田村市子育て応援事業「にこたむfes.」業務

(2) 業務場所

田村市総合体育館（田村市船引町字遠表400番地）

(3) 委託内容

- ①市の子育て支援施策を市内外に周知させるため、子育て中の父親、母親とその子ども（0歳～未就学児を想定）を対象としたイベント事業の実施。
- ②市内外を対象としたメディア媒体を通して本委託事業の広告・宣伝を行い、市が子育て支援に積極的な自治体であることを周知させる。
- ③イベント集客のため、チラシやポスターを下記のとおり作成し、以下のとおり市へ納品する。その他、イベント集客のある広報を行う。

仕様等			数量
チラシ	A4 縦、両面カラーコート紙	90 kg	1,000 枚
ポスター	B2 縦、片面カラーコート紙	135 kg	80 枚

(4) 委託期間

契約日～令和6年11月15日（金）まで

(5) 提案限度額

3,700,000円以内（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

2 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。なお、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に再委託してはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年

- 法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和5・6年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成19年田村市告示第32号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (7) 次の条件を満たす事業者であること。
- ① 福島県内に本社を有していること。
 - ② 過去3年以内に市または県内の自治体でイベントを実施したことがあること。

3 スケジュール（予定）

項 目	日 程
公募開始（プロポーザル公告）	令和6年 4月30日(火)
参加申込書の提出期限	令和6年 5月21日(火) 午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和6年 5月24日(金)
現地説明会	令和6年 5月30日(木)
質問書の提出期限	令和6年 6月 3日(月) 午後5時まで
質問書への回答	令和6年 6月 7日(金)
企画提案書の提出期限	令和6年 6月13日(木) 午後5時まで
企画提案書・プレゼンテーション審査	令和6年 6月20日(木)
審査結果通知	令和6年 6月25日(火)
契約締結	令和6年 7月 8日(月)以降で市が指定する日

4 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

田村市ホームページ

https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/65/nikotamufesgyouमितaku_1.html

5 最優秀提案者の決定

田村市子育て応援事業「にこたむ fes.」業務委託に係るプロポーザル審査委員会において、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も評点の高い提案者を最優秀提案者に選定する。

6 契約の手続き

(1) 仕様書の協議等

最優秀提案者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基に市と協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

(3) その他

契約候補者と市との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

7 その他

本業務に関する詳細は、田村市子育て応援事業「にこたむ fes.」業務委託に係るプロポーザル実施要領に定める。

8 窓口・問合せ先

田村市子育て支援センター （担当：鈴木・坪倉）

〒963-4312 福島県田村市船引町船引字下川原1番地18

電話 0247-82-1510 FAX 0247-82-1521 E-mail kodomo@city.tamura.lg.jp